

気象警報等発令時の登校について

I 学校所在地（東彼杵郡川棚町）に「警戒レベル」が発令された場合

①	午前6時までに解除された場合	通常通り登校
②	午前6時の時点で発令され、公共交通機関の運行に支障が生じている場合	警戒レベル3の各警報解除・公共交通機関運行再開まで自宅待機
③	午前11時までに警戒レベル3の各警報が解除され、公共交通機関の運行が再開された場合	安全に十分配慮して登校
④	午前11時を過ぎても警戒レベル3の各警報が解除されず、公共交通機関の運行に支障が生じている場合	臨時休校

※警戒レベルと警報・防災気象情報

警戒レベル	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮	住民がとるべき行動
警戒レベル 5	氾濫特別警報	大雨特別警報	土砂災害特別警報	高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
警戒レベル 4	氾濫危険警報	大雨危険警報	土砂災害危険警報	高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3	氾濫警報	大雨警報	土砂災害警報	高潮警報	避難に時間を要する人は 早めに避難、避難の準備 など
警戒レベル 2	氾濫注意報	大雨注意報	土砂災害注意報	高潮注意報	避難行動を確認（避難場 所や避難ルート、避難の タイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

※上記③のときは、原則として、解除後2時間を経ってから当日の授業を開始します。

給食の提供はありません。

※①、③のときでも、児童生徒居住地に警戒レベル3以上が発令され、公共交通機関や道路等の状況により登校することが危険な場合は、安全を第一とし登校してはいけません。その際、その旨を学校（欠席・遅刻連絡フォーム、又は、電話）に連絡してください。欠席ではなく出席停止とします。

※積雪時も上記対応に準じます。

2 学校所在地（東彼杵郡川棚町）に「警戒レベル4・5」が発令された場合

①	午前6時の時点で発令されている場合	臨時休校
---	-------------------	------

3 児童生徒の居住地に「警戒レベル4・5」が発令された場合

①	児童生徒居住地で発令されている場合	安全第一とし登校してはいけません。 その際、その旨を学校に連絡してください。
---	-------------------	---

※台風接近時の暴風警報も上記2、3の対応に準じます。

4 その他

○ 上記の規定に関わらず、登下校の安全が確保できない場合は、学校に連絡をした上で、登校を見合わせてください。

無理をせず、安全を優先してください。判断に悩む場合は、学校に連絡してください。

○ 台風接近があらかじめ予想される場合は、前日までに学校安心メール等でお知らせします。

長崎県立桜が丘特別支援学校